

V. 派遣議員団としての所見

当議員団は、今回のODA派遣調査の実施に当たり、外務省からの説明に加えて、現地のODAプロジェクトの事情に詳しいNGOからも意見を聴取して、多元的かつ実質的な調査を行うことにした。

7月29日、当議員団は外務省から今回訪問するタイ、ラオス、カンボジア3か国におけるODAに関してブリーフィングを受けた。その後引き続きNGO3名から3か国のODAプロジェクトの現状と問題点について意見を聴取した。

メコン・ウォッチの福田健治氏からは、カンボジアの国道一号線改修事業に関する問題点と意見が述べられた。具体的には、①住民移転計画が不在であり、移転の実施・モニタリングが不可能になっている、②第2期工事の移転住民への補償単価は市場調査を経ずに決定されている、③道路沿いで職を失った住民が多数おり、支援策は用意されていない、④移転地の井戸の水質が劣悪であり、トイレ・廃棄物処理等にも苦情が寄せられているとの問題点が述べられた。また、新補償単価の根拠となった調査報告書を公開すべき、第3期区間への援助の閣議決定前に、第2期区間の問題を解決すべきとの意見が述べられた。

ビルマ情報ネットワークの秋元由紀氏からは、ミャンマーの治安悪化に伴い、タイ国境に大量のミャンマー難民が押し寄せている。これらの難民はタイ・ミャンマー国境の難民キャンプでの生活を余儀なくされている。現在9つの難民キャンプがあり、自治組織がUNHCRやタイ政府と連携して日常の運営を行っているが、衣食住や教育、医療については複数のNGOが分担して支援している。難民はこれらのエリアだけでの居住しか認められておらず、就労の機会、子供に教育を与える機会等は一切認められていない。その結果、若者が高校を卒業後に進学・就職することは簡単ではないこと等が述べられた。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの土井香苗氏からは、カンボジア政府の人権侵害の事例が述べられ、最近の総選挙でも政府による介入があり公正な選挙が行われているかについての疑念があること、我が国は法制度支援プロジェクトやクメール・ルージュ法廷の拠出金の負担により、カンボジアに対するODAによる支援をしているが、カンボジアの現状が必ずしも法の支配が確立していない以上、そのような援助の見直しも含めて、カンボジア政府に対し問題を提起すべきである等の意見が述べられた。

1. 対カンボジアODAについて

今回議員団は、3か国を訪問したが、NGOの視点を交えた調査を行うという点について、カンボジアで視察したすべてのプロジェクトではないが、幾つかのプロジェクトについては、今回の視察においてある程度達成できたと思われる。

1つは、国道一号線改修工事をめぐる住民移転の問題についてである。現地NGOと1時間程度の会談を行った直後、省庁間移転委員会、経済財政省と会合を持ったこ

とから、現地NGOから提起された問題等を踏まえて、実質的な、内容のある議論が展開された。

次に、クメール・ルージュ法廷等の案件においては、土井氏から提起された問題について、事務局との間で議論を行った。

さらに、8月26日（火）には、カンボジア人国際NGO2名と意見交換をした。

以下、これらのプロジェクトを中心にカンボジアのODAについての当議員団の所見を述べることにしたい。

（1）国道一号線改修工事をめぐる住民移転の問題

この問題については、前述の福田氏や現地NGOの意見を踏まえて、経済財務省・公共事業運輸省（省庁間移転委員会）と意見交換を行った。また、実際に現地を訪れ、被影響住民から実情について話を聞いた。

まず、経済財務省・公共事業運輸省（省庁間移転委員会）は、当議員団との会合に際して、関係するスタッフがほぼ全員出席し（総勢20名弱）、各担当ごとに説明を行った。被影響住民の合意を得るため、①概要説明、②詳細な現地の測量、③被影響住民との交渉及び書面契約、④支払と移転の最終期限の設定、⑤移転と5段階に分けて対応しているという説明があった。カンボジアにおける財産権としての土地の位置づけ、土地収用手続等、具体的な法的制度等、法律レベルでの説明はなかったものの、カンボジア政府が住民の権利を尊重し、それに係る手続を重視して、事業を遂行していることがわかった。

次に、当議員団は、被影響住民から実際に話を聞いた。まず、国道改修により土地を失わなかった住民の話聞いた。国道一号線の起点から13km離れたコキ市場の店主の話の内容は次のとおりであった。「国道が拡張されるため、セットバックに応じたが、店の奥に余裕があったため、移転をせずにすんだ。店の規模は小さくなったものの、国道の交通量が増加したことにより、商売は順調である」。一方、国道沿いに住んでいた住民のうち、土地を失うことになった住民に対して、カンボジア政府は国道沿いに4か所の移転地を設けている。当議員団は住民の移転地の1つを訪れ、実際に住民から話を聞いた。内容は次のとおりであった。「国道から離れたので、バナナが売れなくなり、職業がなくなり、お粥が食べられなくなった」、「鍋や釜を売るようになった」、「井戸水が飲めない」、「配水設備やトイレの設備が十分でない」、「移転地が傾斜しており、滑って周辺の土地所有者から苦情が出ている」、「嘆願書を出したが、政府から何ら取り合ってもらえていない」。

このような住民の話について、現地日本大使館・JICAにフォローアップ調査を依頼したところ、外務省から文書で次のような回答があった。まず、①申立てをした女性は被影響住民ではなく、移転によってお粥も食べられないほど生計が悪化した世帯は確認できなかった。②井戸水については、元々住民は井戸水を飲用していない。③配水設備やトイレの苦情のうち、配水設備については政府に対し対応を促すが、トイレは基本的に補償金で住民自ら移転する対象である。④指摘の場所は建設資材業者

の作業場所として利用することが許可されており、建設資材搬入作業によって、土地の表面が流出した状況ではあるものの、地すべりではないことを確認した。⑤「嘆願書を出したが、政府から何ら取り合ってもらえていない」という女性については、政府側から当該女性に2つのオプションの提示をしており、現地住民の話はほとんどが事実と異なっているとの回答があった。

カンボジア政府の主張は、被影響住民に対する移転手続は何回にも分けて実施しており、十分な納得を得た上で書面契約をしている。我々はどのような被影響住民であっても決して強制的に書面契約をさせたり、せき立てるようなことはしていないというものである。現に、議員団が現地住民と話し合いをしたときも、出席した住民全員が政府と取り交わした書面（契約）を持っており、カンボジア政府の説明のとおり、住民の合意を得て、移転する手続が実際に行われていることが確認できた。

一方、現地NGO等の主張は次のとおりである、第1に、カンボジア政府が法律を急に変更し、国道の幅を急に広げて、道路付近に住んでいた住民を不法占拠とすることで土地を不当に安く収用したことにより問題が発生したとしている。第2に、カンボジア政府は、「再取得価格を決める市場価格調査」、「住民移転行動計画」等の行政情報について十分な公開をしていないとしている。

このほか、補償単価についても、2つの問題があることがわかった。1つは、土地の値上がりによる補償単価の扱いであり、もう1つはJICAとADBの補償単価の違いである。在カンボジア日本大使館の説明では、JICAの補償単価は市場価格を踏まえて算定しているが、ADBの補償単価の根拠は未だによく分からないということであった。

カンボジア政府と現地NGO・移転住民の主張の対立は、①適用されるべき法令は何かという法律上の問題と②被影響住民が従前どのような暮らしをしており、どのような変更があったのか等の事実の認定という2つの点をめぐって生じており、解決は容易ではないと考えられる。この問題の解決は、最終的には苦情処理システムや裁判所の場を通じてしか行えないのかもしれない。

いずれにせよ、カンボジア国道一号線はアジアハイウエー構想の一環を担うものであり、将来のカンボジアの道路整備に必要不可欠であることについては、関係者の認識は一致している。当議員団としては、資料や時間等の制約もあり、どちらの言い分が正しいかについて、にわか結論を出せないが、この問題が今後の工事の遂行の障碍とならないよう、円満な解決に向けて、関係者の更なる努力を期待したい。

（2）クメール・ルージュ法廷

この問題については、前述の土井氏からの問題提起を踏まえて議論が行われた。具体的には、同法廷の今後の予算確保の問題や審理の見通し等について突っ込んだ議論が展開された。上述のとおり、本法廷について、本年度で予算が枯渇するのではとの懸念があったが、その点については米国の新しい提案があり、事態が解決の方向に向かって動き出したと言えよう。したがって、今後の懸念事項としては、どこまで審理

が長期化するかが挙げられる。被疑者の高齢化、迅速な裁判の要請、国連とカンボジア政府で本法廷の実行期間を3年と定めた経緯等から言って、裁判がなるべく早期に決着することが望まれる。我が国はこれまで本裁判の遂行を積極的に支持してきたことから、今後も継続して支援する必要があることはいうまでもないが、審理の早期決着に向けてさらに努力する必要があるのではないかと考えられる。

(3) カンボジアの国際NGO2名との懇談

コル・パンニャー・選挙監視NGOカンボジア自由公正選挙委員会（COMFREL）代表及びトン・サライ・カンボジア人権開発協会（ADHOC）代表と懇談し、両名からは次のような発言があった。

①選挙監視について

本年（2008年）7月27日に行われた総選挙に関し、日本がカンボジアに政府監視団を派遣されたことに感謝申し上げます。カンボジアとしては、1993年より日本から政府監視団を派遣していただいております。選挙運動、投開票状況の監視等を行っていただいている。その結果、選挙をめぐる治安環境の改善、選挙を司る事務局の技術的能力の向上について、明らかな進展が見られている。

しかし、なお課題は残されている。具体的には、有権者リストに誤りのあるケースが多々見られること、与党に比べて野党のメディアへのアクセス権が限られていること、政治資金を規制する法律がないことなどである。自由で公正な選挙が行われるよう、引き続き日本の支援を願いたい。

②土地所有権について

カンボジアでは、元来土地の所有関係があいまいであったが、1992年に土地法が制定され、5年間の土地の占有が認定された場合、占有者に土地の所有権が認められることとなった。しかし、現在、その所有権が二重三重に主張されるケースが発生している状況にある。政府は所有権者に対しては、登記の際に必要な権利証を発給しているが、権利証の取得のためには高額な金銭を政府に支払う必要がある。貧しくて権利証を得られない権利主張者に対しては、裁判所から立ち退きに関する強制執行令状が出されることもある。そして、それに従わなかった場合は、不法侵入とされた上で逮捕されるという事例も発生している。

③国道一号線改修事業について

国道一号線改修事業に関しては、被影響住民に対する正当な補償が行われていない。改修事業に必要な費用はADBが融資するが、立ち退きに関する補償はカンボジア政府の負担で行われる。しかし、カンボジア政府は財政的余裕がないことを理由に、安価な補償費で沿道住民に立ち退きを迫っている。補償に関する交渉については、人権NGO団体が仲介すると混乱を来すことを理由に、政府と住民が直接交渉を行わない限りは補償費を支出しないという態度をとっている。

2. 対タイODAについて

派遣団は前述の方針に基づいて、タイでも調査を行った。ミャンマー情勢の悪化に伴いタイ国境にミャンマー難民が押し寄せてきており、このような難民に対する国際的な援助が問題となっている。

当議員団は、派遣日程を外務省と調整する当初から、ミャンマー難民キャンプについての視察を希望し、中でも時間的な制約からタムヒン難民キャンプの視察を希望していた。しかし、最初の外務省を通じた日程案では、在タイ日本大使館から視察日が土曜日であることを理由に許可が下りないことになったとの連絡があり、当議員団は一旦はタムヒン難民キャンプの視察を断念した。しかし、その後、日本在住のNGOを通じて曜日が理由で断念したのであれば再度交渉する余地があるとの情報を得、在タイ日本大使館にタイ政府との2度目の交渉を依頼した。その結果、タイ内務省からキャンプ視察の許可があり、派遣団としての視察が実現することになった。また、今回の当議員団の視察方針に沿って、同キャンプの視察にビルマ情報ネットワークの秋元由紀氏が同行した。

我が国は、ミャンマー難民キャンプに対するODA援助として、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）に拠出を行っているほか、草の根無償資金をゾア・難民ケア・タイランド（オランダ）やシャンティ国際ボランティア会（日本）に供与している。今回の当議員団のタムヒン難民キャンプの視察の案内については、まず、日本のNGOであるシャンティ国際ボランティア会に依頼したが、「当日、日本人スタッフを現地に派遣することが難しい。」との返答があったため、オランダのNGOであるゾア・難民ケア・タイランドにお願いしたとの経緯が在タイ日本大使館から述べられた。

ビルマ情報ネットワークの秋元由紀氏は、他の難民キャンプでのNGOとしての活動に携わっていたこと、英語に堪能であったことから、現地での難民、ゾア・難民ケア・タイランドとの意見交換における通訳的な役割を担っていただいた。これに加えて、同キャンプの事情についての補足的な説明、資料の提供を受けた。

さらに、当議員団は、翌日秋元氏の仲介により、ミャンマー難民に関するNGOと意見交換を行った。今回の当議員団の難民キャンプ視察等において、秋元氏の果たした役割は大きかったと評価できる。

難民キャンプに対するODA援助についての議員団の所見は次のとおりである。議員団が、同キャンプを訪れたときは土曜日であったことから、ゾア・難民ケア・タイランドが行っている、初等、中等教育の授業は休みであった。一方、保育所、コンピュータ教室等は開かれており、園児達との交流やコンピュータ教室の授業風景を見ることができた。「調査の概要」で示したように、ゾア・難民ケア・タイランド（オランダ）やシャンティ国際ボランティア会（日本）はこれらの難民キャンプにおいてほぼ恒久的活動を行っている。しかしそれに対する我が国の援助は、草の根無償資金という1年限りの援助にとどまっており、さらに継続的な取組を行うことができないか検討する必要があると考えられる。

3. 対ラオスODAについて

(1) 総論

ラオスにおいては、前述のNGO3名の方々から言及された案件（プロジェクト）がなかったこともあって、主として在外公館、JICA、JBIC、現地政府に対する調査を行った。現地で活躍する青年海外協力隊、NGO等の方々とは懇談を行った。

ラオス等メコン圏の国々の経済発展が遅れた原因は、大きく言って3点あるとされている。第1は、第二次大戦以降、最近に至るまでこの地域はベトナム戦争や内戦など紛争が絶えず、政情が不安定で常に緊張した状況下にあったことである。第2に、社会主義経済体制の選択であり、この選択は結果的に非効率的な経済運営、性急な社会主義化の挫折、外国援助の減少を招いたとされる。第3に、地形的な要因が挙げられている。山、谷が入り組み、人、物の物流を妨げてきたとされる。

このほかラオスに特有の要因として次の点が挙げられる。1つは、民族、言語上の問題である。ラオスは、49の民族、4言語に分かれているとされており、教育の分野でも基礎的な教育の実施でさえなかなか普及が進まないとされている。全国規模で通用する共通言語の取組も遅れていることに伴い、図書、雑誌等の普及も進んでいない。

2つ目は、フランス統治下における歴史的な要因である。フランス統治下では、ラオスにおいて高等教育を実施することを意図的に行わなかった結果、高等教育を受けた人材が不足し、未だに各種分野において人材不足を招いている現状にある。

ラオス政府は、「国家成長・貧困撲滅戦略（NGPES）」（2004年1月）、「第6次社会経済5カ年開発計画」（2006年3月）に基づき、「2020年までに後発開発途上国を脱却すること」を最上位目標としている。また、ラオス政府は、国家開発計画として、「社会経済5カ年開発計画」を実施してきている。「第6次計画（2006～2010年）」では、経済成長率7.5%、一人当たりのGDP700～750米ドルを目標として掲げている。

このように、開発計画・戦略は存在するものの、実施面では慢性的な財政赤字のため、海外援助に依存せざるを得ず、援助なしには開発計画の実施は不可能な状況にあるとされている。すなわち、ラオスの国家予算は、2003～04年の歳入約3.35億ドルに対して、歳出は約4.63億ドル（共に推定値）とされており、財政赤字はGDPの8.4%に達している。ラオスの財政は、継続的に大幅な財政赤字を海外からの援助で埋め合わせている状況である。

我が国のラオスに対するODAについての議員団の所見は次のとおりである。これまで、我が国は東南アジア地域におけるラオスが占める重要性に鑑み、ラオスに対し継続的な援助を行ってきた。その結果、我が国は同国の二国間ベースの援助でトップドナー国（2005年時点）となっている。平成19年5月16日のブアソン首相の参議院政府開発援助等に関する特別委員会での発言にあるように、ラオスの財政事情等を考慮すると、ラオスはまだまだ海外からの援助が必要としている。我が国としては、参議院政府開発援助等に関する特別委員会の決議に基づく提言（平成19年6月13日）で示されているようなODA戦略に基づき、これまでのODA援助によって築かれた両国の友好関係を維持するため、これまで同様同国に対する支援を継続していくべき

であると考え。以上のように、前述のようなラオスが有する様々な事情を勘案すると、今後とも粘り強い、息の長い取組が必要になると考えられる。

(2) 個別プロジェクト

① ナムグム水力発電事業

ナムグムダム の意義に関しては2つの見方がある。すなわち、ナムグムダムを主要な外貨獲得源として位置付けるものと、ラオス国内における電力需要の逼迫（例 電力が供給されている世帯の割合（電化率）の低下）の解消を目指すものと位置付けるものである。外務省の文書は、一方だけを記述したものしかない場合もあるが、現地での説明では、このダムは両方の性格を有しており、両方の需要に応えるものとの説明があった。ODA特別委員会の提言の中では、ODAの援助の在り方をめぐり、何のための援助かが問われているとされている。この考え方を当てはめれば、ナムグムダムに対する日本の援助が何のために行われているのか説明する必要がある。

我が国は、ナムグムダムについて、設置当初から各国と協力して、無償資金、有償資金を拠出してきた。さらに、発電所完成後も我が国の無償資金協力により補修工事を累次にわたり実施している。しかし、この一連の日本の援助についてはどのようなODA戦略によって行われたのかについて明確な説明はないように思われる。すなわち、ラオス政府が、ダムを外貨獲得の手段として位置付けているにもかかわらず、補修工事の資金をラオス政府が稼いだ外貨ではなく、なぜ我が国の援助でやらなければならないのかを十分に説明する必要がある。

② 第2メコン国際橋

2006年12月にラオスのサワンナケートとタイのムクダハンを繋ぐ全長約1,600mの本橋が完成した。これにより、地域間の物流・貿易及び投資環境の整備が促進され、メコン地域経済の発展に貢献することが期待されており、特に、「内陸にあるラオス、タイ東北部にとっては、ベトナムの港湾を利用した物流の促進が期待」されている。

また、東西経済回廊の整備状況をみると、ミャンマー国内を除く東西経済回廊はほぼ全線開通し、舗装についてもほぼ整備が終了したとされている。

今後の東西経済回廊計画に向けての道路整備、経済開発特区等の周辺地域整備などが行われることによって、本案件の意義が高まってくると思われる。ただ、本案件を視察した限りでは、第2メコン国際橋の建設により地域にどう影響を及ぼしていくのか、周辺の施設整備がどうなっていくかについての将来の青写真がまだできていないように思えた。今後は、本案件を含めた東西経済回廊、周辺地域について、どのような開発を行っていくのか、具体的なビジョンを示す必要があるように思われる。